

令和 2 年 5 月 27 日
危機管理室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（九訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

【基本的な考え方】

時期※ア		収容率※イ	人数上限※イ	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
5月27日から 6月18日まで	屋内	50%以内	原則100人	原則中止又は延期
	屋外	十分な間隔	原則200人	
6月19日から 7月9日まで	屋内	50%以内	原則1,000人	
	屋外	十分な間隔	原則1,000人	
7月10日から 7月31日まで	屋内	50%以内	原則5,000人	
	屋外	十分な間隔	原則5,000人	

※ア 概ね3週間での段階的緩和を想定

※イ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

全てのイベントについて、感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

【開催する場合の留意事項】

- ① 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ② 人と人との間隔をできるだけ確保する
- ③ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ④ 参加者の名簿の作成や、連絡先等の把握に努める
- ⑤ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ⑥ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ⑦ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ⑧ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ⑨ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ⑩ 手洗いの徹底
- ⑪ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ⑫ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ⑬ 入場者の制限や誘導

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

- (1) 施設の運営にあたっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染予防対策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。
- (2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする。（別紙参照）
 - ① 適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染予防対策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
 - ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用する場合には、感染予防対策の徹底を要請するものとする。
 - ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設利用料は全額返金することとする。
 - ⑤ 施設利用者に対しては、感染予防対策の励行を呼びかけるものとする。

4 職員の出張等

- (1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
- (2) 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- (3) 感染拡大傾向のある地域への出張は避けること。
- (4) 6月中旬までは、一部首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道への出張は、慎重に対応すること。

5 適用期間

当ガイドラインは当面の間適用する。なお、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。